

令和8年7月9日

質問書回答

件名： 令和8年度成田空港無線関係施設他2か所除草その他作業（成田）

質問内容	回答
1. 弊社が元請けとして受注し下請けに作業を行わせるという点に問題はないか。 また、それが可能な際元請けの常駐の必要性、頻度についてご教示ください。 書類、責任の所在については元請けが全面的に負うものとします。 2. 除草したものの処分について こちらは毎日というわけではなく、ある程度まとめたの処分で構わないのでしょうか。 例えば5日間で作業を行う場合、最終日の5日目にまとめて撤去処分、というような形で対応することは可能ですか？	1. 契約書（案）第5条（一括再委託等の禁止）のとおりでございます。常駐の必要性等は特段ありません。 2. 可能です。